

静岡県告示第246号

静岡県医学修学研修資金貸与規則（昭和45年静岡県規則第39号）第10条第1項第1号及び第2号により知事が別に定める事項並びに同条第5項により規定する事項その他必要な事項を次のように定める。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

（定義）

- 第1 この規定で使用する用語は、静岡県医学修学研修資金貸与規則（昭和45年静岡県規則第39号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。
- 2 前項に定めるもののほか、この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 大学附属病院 浜松医科大学医学部附属病院（以下「浜松医科大学病院」という。）及び順天堂大学医学部附属静岡病院（以下「順天堂大学静岡病院」という。）をいう。
  - (2) 基幹施設 専門研修プログラムを管理し、当該プログラムに参加する専攻医及び連携施設（基幹施設が定めたプログラムに協力して専攻医に専門研修を提供する施設）を統括する施設をいう。
  - (3) 東部地域 静岡県保健医療計画（平成27年静岡県告示第253号）第3章第2節第1項に規定する2次保健医療圏のうち、賀茂、熱海伊東、駿東田方及び富士保健医療圏をいう。
  - (4) 履行期限 修学研修資金の返還債務の免除を受けようとする者が、規則第10条第1項第1号及び第2号に規定する返還債務の免除の要件を充足しなければならない期限であつて、次の表のとおりとする。

区分	履行期限
大学において医学を専攻する者が修学研修資金の貸与を受けた場合	大学卒業後、貸与期間の2倍に相当する期間に4年を加えて得た期間が経過するまで
大学院において医学を専攻する者が修学研修資金の貸与を受けた場合	大学院修了後、貸与期間の2倍に相当する期間が経過するまで
専門研修を受ける者が修学研修資金の貸与を受けた場合	専門研修修了後、貸与期間の2倍に相当する期間が経過するまで

（大学附属病院に勤務した期間に係る換算期間）

- 第2 修学研修資金の貸与を受けていた者が大学附属病院に勤務した期間（育児短時間勤務を行つた期間にあつては、当該育児短時間勤務を行つた期間に育児短時間勤務を行つた当該医師の一週間の所定労働時間を当該大学附属病院に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間で除して得た値を乗じて得た期間。以下同じ。）については、次の表の左欄の大学附属病院に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる要件を充足したときに限り、換算期間に加えるものとする。この場合において、大学附属病院に勤務した期間については、当該期間に3分の2を乗じて得た期間をもつて換算期間に加えるものとする。

大学附属病院	要件
1 浜松医科大学病院	浜松医科大学病院が基幹施設となる専門研修プログラムに所属し、当該プログラム期間中において浜松医科大学病院及び東部地域に所在する公的医療機関（以下「東部公的医療機関」という。）に勤務すること。ただ

	し、東部公的医療機関に勤務した期間（育児短時間勤務を行った期間にあつては、当該育児短時間勤務を行った期間に育児短時間勤務を行う当該医師の一週間の所定労働時間を当該東部公的医療機関に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間で除して得た値を乗じて得た期間。以下同じ。）に相当する期間又は2年間のいずれか短い期間とする。
2 順天堂大学静岡病院	次の各号の双方又はいずれかを満たすこと。ただし、順天堂大学静岡病院における勤務期間の合計が、東部公的医療機関に勤務した期間の合計を下回る期間を上限とする。 (1) 順天堂大学静岡病院及び東部公的医療機関が参加する専門研修プログラム（以下「順天堂大学静岡病院等プログラム」という。）に所属し、当該プログラム期間中において順天堂大学静岡病院及び東部公的医療機関に勤務すること。 (2) 順天堂大学静岡病院等プログラムその他専門研修プログラムを修了した後、順天堂大学静岡病院及び東部公的医療機関に勤務すること。

2 前項に規定する大学附属病院及び東部公的医療機関（以下「大学附属病院等」という。）に勤務した期間を計算する場合においては、月数によるものとし、大学附属病院等に医師として勤務した日の属する月から大学附属病院等に勤務しなくなった日の属する月までを計算するものとする。この場合において、同じ月内に育児短時間勤務を行った期間と育児短時間勤務を行わずに勤務した期間があるときは、当該月は育児短時間勤務を行わずに勤務した月とみなす。

3 前項後段の規定にかかわらず、大学附属病院に勤務した期間を計算する場合において、同じ月内に大学附属病院における勤務期間と公的医療機関における勤務期間があるときは、当該月は公的医療機関に勤務した期間とみなす。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、大学附属病院等に勤務した期間を計算する場合において、当該期間中に休職（業務に起因する休職を除く。）又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始する日の属する月から休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。

（換算期間の計算に係る取扱い）

第3 規則第10条第1項第1号又は第2号の規定により換算期間を計算する場合において、換算期間の計算の基礎となる期間は、月数によるものとし、公的医療機関等に医師として勤務した日の属する月から公的医療機関等に勤務しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、同じ月内に育児短時間勤務を行った期間と育児短時間勤務を行わずに勤務した期間があるときは、当該月は育児短時間勤務を行わずに勤務した月とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、換算期間の基礎となる期間を計算する場合において、当該期間中に休職（業務に起因する休職を除く。）又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。

（産前産後休暇等に係る履行期限の取扱い）

第4 修学研修資金の貸与を受けていた者が、次の各号のいずれかに該当する場合にあつて、産前産後休暇

又は育児休業（以下「産前産後休暇等」という。）をするときは、当該産前産後休暇等の期間に相当する期間履行期限を延長する。

(1) 規則第10条第1項第1号及び第2号に規定する修学研修資金の返還債務の免除の要件を充足する過程にあるとき。

(2) その他修学研修資金の貸与の目的の達成に寄与すると知事が認める行為を行つているとき。

2 産前産後休暇等の期間を計算する場合には、月数によるものとし、産前産後休暇等の期間の開始の日の属する月から産前産後休暇等の期間の終了の日の属する月までの月数とする。

（育児短時間勤務に係る履行期限の取扱い）

第5 修学研修資金の貸与を受けていた者が、公的医療機関等に医師として勤務した期間中に育児短時間勤務を行つた期間がある場合においては、当該育児短時間勤務を行つた期間から、当該育児短時間勤務を行つた期間に育児短時間勤務を行つた当該医師の一週間の所定労働時間を当該公的医療機関等に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間で除して得た値を乗じて得た期間を減じた期間に相当する期間履行期限を延長する。この場合において、計算した期間に1月未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

#### 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。